

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

行橋市の府内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいするところがない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。

## 評価実施機関名

行橋市長

## 公表日

令和7年4月2日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、身体障害者手帳の交付申請、再交付申請、記載事項変更届、返還届等の受理、進達等の事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①申請書、届出書の記載内容の確認に関する事務 ②手帳情報の確認、管理に関する事務 ③進達事務に関する事務 ④手帳移管業務に必要な各種情報の照会に関する事務
③システムの名称	・総合福祉(身体障害者手帳交付)システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳交付システムファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の11の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の10.14.16.20.27.28.31.53.54.55.56-2.57.79.85-2.106.108.116の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9.11.12.14.20.21.22.28.29.30.31.42.53.55条、第43条の2、第59条の2  2情報照会 なし

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室
②所属長の役職名	障がい者支援室長

## 6. 他の評価実施機関

—
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号  
行橋市 総務部 総務課総務係  
TEL:0930-25-1111(代) 内線1431

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号  
行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室 障がい者支援係  
TEL:0930-25-1111(代) 内線1151

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		本人及び家族から、申請の際に申請書に記入していただく形でマイナンバーの提供を受け、さらに住民基本台帳での確認を行っている。申請書に記載がない場合は、本人の同意を得て、住民基本台帳にてマイナンバーの確認を行う。

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

保管用文書にはマイナンバーが記録として残されないよう、マイナンバーを消した状態で保管している。  
福岡県更生相談所への提出書類については、送付直前に担当職員が情報を閲覧・照会を行い、誤りがないことを確認して送付する。

## 变更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I-4-②	<p>1情報提供 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の16.27.28.31.54.55.56-2.57.79.106.116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年度内閣府・総務省令第7号)第12.20.21.22.28.29.30.31.42.53条</p> <p>2情報照会 なし</p>	<p>1情報提供 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の10.14.16.20.27.28.31.53.54.55.56-2.57.79.85-2.106.108.116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年度内閣府・総務省令第7号)第9.11.12.14.20.21.22.28.29.30.31.42.53.55条、第43条の2、第59条の2</p> <p>2情報照会 なし</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年8月1日	II-1、2	平成27年3月31日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年5月1日	IV1	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年5月1日	IV2	—	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV3	—	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV4	—	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV5	—	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV6	—	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV7	—	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV8	—	自己点検・内部監査	事後	
令和1年5月1日	IV9	—	十分に行っている	事後	
令和3年8月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	<p>1情報提供 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の10.14.16.20.27.28.31.53.54.55.56-2.57.79.85-2.106.108.116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9.11.12.14.20.21.22.28.29.30.31.42.53.55条、第43条の2、第59条の2</p> <p>2情報照会 なし</p>	<p>1情報提供 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の10.14.16.20.27.28.31.53.54.55.56-2.57.79.85-2.106.108.116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9.11.12.14.20.21.22.28.29.30.31.42.53.55条、第43条の2、第59条の2</p> <p>2情報照会 なし</p>	事前	番号改正による号ずれの修正
令和7年3月27日	IVリスク対策8.人手を介在させる作業		<p>・選択肢(2)を記入 ・本人及び家族から、申請の際に申請書に記入していただき形でマイナンバーの提供を受け、さらに住民基本台帳での確認を行っている。申請書に記載がない場合は、本人の同意を得て、住民基本台帳にてマイナンバーの確認を行う。</p>	事前	新様式への対応
令和7年3月27日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		<p>・選択肢(8)を記入 ・保管用文書にはマイナンバーが記録として残されないよう、マイナンバーを消した状態で保管している。福岡県更生相談所への提出書類については、送付直前に担当職員が情報を閲覧・照会を行い、誤りがないことを確認して送付する。</p>	事前	新様式への対応